

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の公布について

改正の内容

～廃棄物最終処分場からの放流水の排出基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等を改正について。

平成 28 年 6 月 20 日公布～

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）等の一部改正

施行日：平成 28 年 9 月 15 日

1) トリクロロエチレンについて特別管理産業廃棄物に該当するものとして環境省令で定める基準。

廃棄物の種類		基準
指定下水汚泥関係 (規則第 1 条の 2 第 5 項関係)	指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.1mg/L 以下 (現行 0.3mg/L)
	指定下水汚泥を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	1mg/L 以下 (現行 3mg/L)
廃油関係 (規則第 1 条の 2 第 10 項関係)	廃油を処分するために処理したもの(廃油、廃酸又は廃アルカリ以外)	0.1mg/L 以下 (現行 0.3mg/L)
	廃油を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	1mg/L 以下 (現行 3mg/L)
汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第 1 条の 2 第 11 項関係)	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.1mg/L 以下 (現行 0.3mg/L)
	廃酸又は廃アルカリ若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	1mg/L 以下 (現行 3mg/L)

(2) 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（以下「判定基準省令」という。）の一部改正

施行日：平成 28 年 9 月 15 日

1) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を最終処分場に埋立処分する際に当該産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に含まれるトリクロロエチレンの基準。

廃棄物の種類	基準
汚泥又は指定下水汚泥若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したものの(判定基準省令第 1 条第 8 項、第 3 条第 12 項関係)	0.1mg/L 以下 (現行 0.3mg/L 以下)

2) 産業廃棄物を海洋投入処分する際に当該廃棄物に含まれるトリクロロエチレンの量の基準。

廃棄物の種類	基準
有機性汚泥又は動植物性残さ(令第 6 条第 1 項第 4 号イに掲げるものに限る。)(判定基準省令第 2 条第 1 項、第 4 項関係)	0.1mg/kg 以下 (現行 0.3mg/kg 以下)
廃酸、廃アルカリ又は家畜ふん尿(令第 6 条第 1 項第 4 号イに掲げるものに限る。)(判定基準省令第 2 条第 3 項、第 5 項)	0.1mg/L 以下 (現行 0.3mg/L 以下)
無機性汚泥(令第 6 条第 1 項第 4 号イに掲げるものに限る。)(判定基準省令第 2 条第 1 項、第 2 項関係)	0.01mg/L 以下 (現行 0.03mg/L 以下)

(3) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「最終処分基準省令」という。）等の一部改正

1) 廃棄物最終処分場から排出される放流水の排水基準、廃棄物最終処分場周縁の地下水基準、安定型最終処分場の浸透水のトリクロロエチレンの基準について。 **施行日：平成 28 年 9 月 15 日**

また、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第 26 条第 1 項第 3 号及び第 2 項第 4 号に定められた埋立地からの放流水の排水基準及び最終処分場周縁の地下水の基準についても同等。

	放流水基準（管理型）	地下水基準（全処分場共通） 浸透水基準（安定型）
基準	0.1mg/L 以下 (現行 0.3mg/L 以下)	0.01mg/L 以下 (現行 0.03mg/L 以下)

2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成 28 年環境省告示第 31 号）が平成 28 年 3 月 29 日に公布され、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目のうち「塩化ビニルモノマー」については、「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」と名称変更され平成 29 年 4 月 1 日から施行されることから、上記最終処分場周縁の地下水の基準項目についても同様に改正。 **施行日：平成 29 年 4 月 1 日**

廃棄物の最終処分場の技術上の基準に関する経過措置

一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の廃止時には、保有水等の水質検査を 2 年以上にわたり行うことが必要ですが、本改正の施行前に行われた水質検査の結果については、改正前の最終処分基準省令の排水基準等に適合しているか判断する経過措置を設けます。

詳細は環境省ホームページをご覧ください。（環境省報道発表より）